

平成24年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月4日 (火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月4日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	14番	大原龍彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹	政策推進課長	山本 章人
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全課長	岡村 智彦
	民生部	部長	齋藤 仁	次長兼 保険医療課長	犬飼 博初
		次長兼 環境課長	上田 実	次長兼 高齢介護課長	佐藤 一夫
		住民課長	村上 勝芳	子育て 推進課長	鈴木 利彦
		健康推進課長	能島 頼子		
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 土木農政課長	西川 和彦
		まちづくり 推進課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	橋本 浩之		
	上下水道部	次長	絹川 靖夫	下水道課長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消防本部	消防長	鈴木 卓夫	次長兼 消防署長	大橋 清
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 智久	
委員長及び委員	監査委員	平野 正雄			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	1 0 番	佐 藤 茂	1 2 番	奥 田 信 宏	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第5 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第6 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第4号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第48号 表彰について
- 日程第11 議案第49号 蟹江町防災会議条例及び蟹江町災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第12 議案第50号 平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第51号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第52号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第55号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成23年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 平成23年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第8号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第26 認定第9号 平成23年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 追加日程第27 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第28 同意第4号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第29 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第30 議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

平成24年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

お手元に議会運営委員会報告書が配付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には伊藤恵美子さんを指名いたします。

ここで、去る8月28日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

議長の指名によりまして、議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、去る8月28日の火曜日、午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

まず1番目、会期の決定についてでございます。本定例会の会期は、本日9月4日火曜日から9月25日火曜日までの22日間といたします。

2番目、議事日程でございます。

まず、本日4日、初日でございます。議案上程、付託、精読の後、4件の人事案件を審議・採決し、その後に全員協議会を行います。

5日水曜日でございますが、4日、本日でございまして、終了または開催できなかった場合、引き続き行っていきたく思います。

7日金曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第48号の審査をお願いいたします。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第49号の審査をお願いいたします。

13日木曜日は一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会運営委員会、議会広報編集委員会の順で行います。

14日金曜日は、13日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

19日水曜日は、決算審査を行います。決算審査終了後、学区編成会議を開催いたします。

21日金曜日は、19日に終了しなかった場合は引き続き行います。

25日火曜日は、委員長報告後、議案審議・採決となっております。閉会后、議員総会を開

催をいたします。

以上が9月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3番目、めくっていただきまして、人事案件についてでございます。

同意第2号、同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、議案第46号、議案第47号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の4件について、本日追加日程により審議・採決をいたします。

4番目、平成23年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定でございます。

地方公営企業法第32条及び第32条の2の改正により、利益の処分と決算認定の議案を1議案で提出することとなりました。当該利益及び資本剰余金を処分する場合には、剰余金処分計算書をもって決算の認定の議決とあわせて利益の処分の議決を受けることは差し支えないので、本議案は利益の処分の議決と決算の認定を議決することとなりました。この点につきましては、それぞれ法の改正によりましての初めての中身でございましたので議論が出ましたが、こういう形でやれるという当局側の話がありまして、こういう格好でやらせていただくことになりました。

5番目、決算についてでございます。

一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。

歳出につきましては、款ごとに1人3回までといたします。

3点目、特別会計・水道事業会計につきましては、会計ごとに1人3回までといたしました。これは従来どおりの考え方でございます。

6番目、会派解散届についてでございます。

平成24年7月13日付で、中村英子議員より議会内会派「民主党」の解散届が提出されましたので、議長より諸般の報告をいたします。

7番目、意見書についてであります。

6月定例会の継続となっております(1)の意見書及び6月定例会以降に提出されております(2)から(4)の意見書の取り扱いにつきましては、一般質問終了後、本委員会を開催し、協議することとなっております。(2)から(4)はお目通しいただきますようお願いを申し上げます。

また、「近鉄蟹江駅前自転車駐車場整備および防犯対策に対する要望書」につきましても出されておりましたので、各会派で検討し、取り扱いについて協議することになりました。議員総会のときにやっていきたいと思っております。

8番目、議事日程について、これは別紙のとおり、最初につけたとおりでございます。

9番目、行政報告についてであります。

行政報告(1) ヨシヅヤ大店舗立地届け出について、政策推進室より報告があります。

(2) 名古屋市隣接市町村海部地区研究会発足について、副町長より報告があります。

3点目、(3) 須成祭りについて行政報告がなされるべきではないかとの意見があり、当局へ議長より申し入れを行うようになりまして、議長から申し入れをしております。

10番目、学区編成会議についてであります。

決算審査終了後、学区編成会議を行います。

最後、11番目、その他についてであります。

(1) 町職員の資質と人権侵害についての陳情書の取り扱いについてであります。この件につきましては、議長あてに参っておりますが、議員全員に配付することといたしまして、本日お手元に配付のとおりでございますので、ご参照を願いたいと思います。

(2) 体育館の内覧会についてであります。9月25日火曜日、議会最終日午前11時30分ごろから全議員で体育館を内覧いたします。議員総会が開催中であれば一たん中断し、内覧いたします。

(3) その他であります。

町民まつり実行委員会が開催をされまして、議長、各委員が出席しておりますが、近年は議員に対する報告がありません。資料を全議員に配付してほしいとの意見がありましたので、本日お手元に配付してありますので、お目通しをお願いをいたしたいと思います。

その他のその他であります。町長が観光協会、体育協会会長を兼務することは疑義が生じやすいのでやめるべきではないかとの意見がありました。これらを踏まえまして、また検討を加えてまいりたいと思いますが、以上、報告にかえさせていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

(9番議員降壇)

○議長 中村英子君

ありがとうございました。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、ここで行政報告の申し出がありますので、順次許可をいたします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

お願いします。

議長のお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。

お手元に資料を配付させていただいております。大規模小売店舗立地法に基づく届け出についてというものでございます。

今回、大規模小売店舗立地法に基づく仮称ヨシヅヤ新蟹江店の届け出が県に提出されたということで、その届出書の頭の部分と図面、計画地の周辺図と建物の配置図でございます。そして、県の告示の写しを添付させていただきました。店舗の概要を若干説明させていただきます、報告とかえさせていただきます。

仮称ヨシヅヤ新蟹江店でございます。大店立地法の届け出は、資料をめくっていただきますと届出書の頭の部分がありますが、8月9日に愛知県に提出をされております。これを受けまして、県は8月28日に公告を行っております。この公告の写しはこの資料の最後に添付させていただきました。愛知県公報というものでございますが、その次のページの4行目以降からこのヨシヅヤの関係の公告がされております。後ほど目を通していただければと思います。この届け出によって、ヨシヅヤ新蟹江店に関して意見がある場合は、公告の日から4カ月以内となっておりますので、12月28日までに県へ提出するということになってまいります。

届出書のこの内容を若干説明させていただきます。

建物の名称と所在地でございますが、一番最初に書いてございます。仮称ヨシヅヤ新蟹江店、所在地が蟹江町蟹江今駅北特定区画整理事業16街区40番地という格好になっております。

新設をする日です。オープンをする日でございますが、平成25年4月10日を目標としておみえになります。

店舗の面積です。2ページ目をめくっていただくと一番上に載っておりますが、店舗の面積として1万3,498平米という店舗面積になっております。それから、駐車場については全体で927台、駐輪場については389台という格好になっております。

右のページに行って、この店舗の営業時間が書いてございますが、営業時間は午前9時から午後9時までという格好になっております。

それで、この大店立地法の届け出に係る住民説明会でございますが、今度の日曜日、9月9日の日曜日でございますが、午後2時から中央公民館の分館の4階で1回目が開催され、同じ日の午後5時からまた同じ場所で、中央公民館の分館の4階で2回目の説明会があるというふうに聞いております。お時間があればお越しいただければと思います。

以上、ヨシヅヤ新蟹江店についてご報告を申し上げます。なお、温泉通線のバロー蟹江店でございますが、9月6日に開店されると聞いておりますので、ご参考までにご報告申し上げます。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、失礼をいたします。

今回、あま市、大治町、蟹江町、飛島村のまちづくり連携会議、これを設立することになりましたので、報告をさせていただきます。

今週の金曜日には、9月7日、あま市役所におきまして各市町村長が集まり記者発表を行う予定となっております。皆様のお手元にはまちづくり連携会議の設立骨子を配らせていただきました。この骨子の内容につきましては、まず、骨子の基本としては、平成の大合併が一段落した今、従来の広域行政制度の見直しの必要性や住民に身近な行政を運営する基礎

自治体としての新たな自治体連携のあり方を議論する必要があるとする提案趣旨。それから、設立の目的、構成市町村としてはあま市、大治町、蟹江町、飛島村の1市2町1村の4市町村とすること。それから、市町村事務の連携や市町村域をまたぐインフラ整備の連携調整についてなど10項目にわたる連携会議で協議される内容、連携会議の運営方法など。また地元選出県議会議員についてはアドバイザーとしてやっていただくことが示されております。

この4市町村によるまちづくり連携会議は、今後4市町村間での連携施策や名古屋市との連携施策など多様な分野の事柄を協議し、それぞれの市町村が協力し合い、地域社会の発展を目指していく、そういった内容の会議でございます。

以上、ご報告を申し上げます。

須成祭りについての行政報告をお話いたします。

皆様、既にご存じのように、この須成祭りが3月8日には国から愛知県内として12番目となる重要無形民俗文化財の指定を受けました。蟹江町としては大変喜ばしいことであり、また誇りに思うことでもあります。

この須成祭りを町民はもとよりできるだけ多くの方に知っていただき盛り上げるために、役場、近鉄蟹江駅、JR蟹江駅の北側、そして須成神社の入り口に懸垂幕を掲げてPRをさせていただきました。また、定期的に行われている近鉄ハイキングを須成祭りの朝祭のときに設定をいたしまして、町外の多くの方に須成祭りを見ていただく結果になっております。

今回、須成祭りが国指定の文化財になったこともあり、一番身近な名古屋市の皆さんにもぜひ須成祭りを知ってもらおうと町長がみずから名古屋市に出向き、市長に直接PRをさせていただきました。その折、連携についての意見交換があり、市バスの延伸を要望したところ、河村市長が市バスを使って須成祭りに行けたらおもしろいんじゃないかという発言をされ、それが発端となりまして、須成祭りへの市バスの臨時運行という名古屋市との連携事業が実現するに至ったものであります。既存路線とは別に名古屋市以外へのバスの乗り入れは近隣市町村では初めてのことであったと思っております。

名古屋市交通局の全面的な協力もありまして、宵祭当日は市バス2台で約60名の名古屋市民の方が訪れられました。皆さんは、巻藁船が川を上るところや神社の様子などを見られ、宵祭を満喫したと感想を述べておみえでした。また、その際には、河村市長みずからがバスに乗られまして須成祭りを訪れられました。神社へ向かう道すがら、その気さくな人柄と相まってお子さんや若者たちに気軽に声をかけられ、人の輪があちこちででき上がり、町民とのコミュニケーションも含め蟹江町のアピールがしっかりできたのではないかと感じております。

翌日の8月5日、朝祭には大村愛知県知事が訪問されまして、祭船が川を上る様子や神社への稚児行列、天王橋での投げ花などの様子をごらんになりまして、初めて見る須成祭りを感嘆しておみえになりました。愛知県に対するアピールもまた十分にできたと感じておりま

す。

このように、ことしの須成祭りは国の重要無形民俗文化財に指定されたことによる地元の皆さんの熱い思いや名古屋市長、県知事の訪問もあり、また近鉄ハイキングによる町外からの訪問者が多数あったため、平生を上回る観客数があったように思っております。須成祭りは来月の棚下ろしでもって終了いたしますが、来年においても町としてできることを地元の皆さんと相談しつつ、協力をしてきたいと考えております。

最後に、議員の皆様方には、議長を初めそれぞれのお立場でご協力いただきましたことに深く感謝申し上げますとともに、市長、知事、特に知事のスケジュールの詳細が直前まで不確定であったために連絡事項等一部について不十分であったことをここにおわびを申し上げます。この須成祭りはもとより、町の誇れる文化財や観光資源については、さらなるPRに努めてまいりたいと思っております。議員各位におかれましても、今回以上のご協力・ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます、須成祭りのご報告とさせていただきます。

○議長 中村英子君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 中村英子君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番佐藤茂君、12番奥田信宏君を指名いたします。

○議長 中村英子君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は22日間と決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第3 「諸般の報告」を行います。

会派の解散についてであります。私、中村英子であります。6月末日をもちまして民主党を離党いたしました。そこで、7月13日付で議会内会派の民主党の解散届を提出してまいりましたので、ここにご報告を申し上げます。

○議長 中村英子君

日程第4 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

会議規則第121条ただし書きの規定に基づき、配付の文書のとおり、平成24年8月6日に

名古屋市で開催されました「第26回愛知県町村議会広報研修会」へ山田新太郎君、佐藤茂君を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 中村英子君

日程第5 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

配付の文書のとおり、平成24年10月31日、名古屋市で開催の「愛知県町村議会議長会第64回定期総会」に吉田副議長を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、配付の文書のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長 中村英子君

日程第6 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」及び日程第7 同意第4号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を一括議題といたします。

提案理由の説明の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私のほうからも推薦をさせていただきたいと思います。

まず最初に皆様方にご同意をお願い申し上げました伊藤純一氏のことです。この伊藤純一氏におかれましては、人柄は礼儀正しく温厚でございます。また、思慮深く、教育、学術及び文化に関しても大変深い関心をお持ちの方であります。先ほど来ご紹介をさせていただきました平成19年度に愛知県の教育委員会体育スポーツ課を退任された後、海部の県民生活プラザ相談員として活躍をされておりました。職場、県民の方からの信頼はとても厚いものがありまして、教育委員としてはふさわしい方だと思っております。議員の皆様のご同意を賜りますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、この伊藤純一氏におかれましては、平成19年度に、今現在立ち上げております生きかえスポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブの立ち上げの際に大変ご尽力をいただいた方ということでございますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

また、もうお一方の森田欣一さんでございますが、すみません、ちょっと私の聞き間違いでありましたら、職業は自営業でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

この森田欣一氏におかれましても、人柄は大変明朗快活でございます。何事に対しても前向きに取り組まれる方であり、教育、学術及び文化に対して深い関心をお持ちでございます。平成17年、18年度にご案内のとおり蟹江町立小学校PTA役員として、特に18年度はPTAの会長として活躍をされました。平成20年度、21年度には蟹江町の消防団であります学戸南

分団の分団長として地域の安心安全に大変ご尽力をされ、地域の信望は厚く、教育委員としてもふさわしい方だと思っておりますので、議員の皆様方のご同意を賜りますように重ねてお願いを申し上げ、推薦とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第3号及び同意第4号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号及び同意第4号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第8 議案第46号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第9 議案第47号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、私からも推薦をさせていただきます。

まず、安井朝夫さんにつきましては、先ほど来ご案内のとおり、平成22年4月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱をされ、現在も大変ご活躍をいただいております。人格も見識も大変高い方でありまして、人権擁護に理解が大変深い方であります。適任者でありますので、引き続き推薦をさせていただきたいというふうに思っております。

お二人目の木全正雄さんでございます。平成18年8月から民生・児童委員として厚生労働大臣、先ほどご案内ありました委嘱をされまして、現在も大変活躍をいただいております。人格も大変温厚な方でありまして、人柄も大変素晴らしい方でありまして。人権擁護に理解がございます。適任者でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。お二人の推薦をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号及び議案第47号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号及び議案第47号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第10 議案第48号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第11 議案第49号「蟹江町防災会議条例及び蟹江町災害対策本部条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第1項の規定により防災建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は防災建設常任委員会に付託することに

決定いたしました。

○議長 中村英子君

日程第12 議案第50号「平成24年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

13ページと17ページ、県から来ております緊急雇用創出事業の委託金の問題であります。

これは、先回にも、昨年も私申し上げたと思いますけれども、緊急雇用対策という名前は何を指しておるのかと。非常に大変な今の雇用情勢の中で何とかということを出たことであるというふうに思いますけれども、今回のまず第1の13ページ、防災対策費。県からの補助が659万7,000円、そしてそれに使われるお金として委託料という形で同じ金額が支出でおるわけでありまして。委託料の何に使われるか。標高サイン計測設置業務委託料でそのままなんですね。

そこでお尋ねいたしますが、この内訳でございます。標高サインの計測設置業務委託料というのは、どういう方にこのお金が行って、町はどのような形でかんでおられるのか。監督されるのか。発注業務が町がやるだけであって、これは愛知県の指定された業者に対してどこどこがやるとるからこの業者にお金を回せという会計のやり方なのか、町がこのお金を出す業者を選定をしてやってもらうことなのかどうか。

それから、続いて、もっと一番先に聞かなければいけなかったんですが、この標高サインの計測設置というのですが、これはどんな中身なんでしょうか。一般的に私たちが頭に入れるのは海拔何メートルで、電柱だとかどこかのところへここは標高何メートルだと、マイナス1メートルと書くだとか、5メートルまでを書くのか、その基準線だとか決めがあるというふうに思いますけれども、この中身というのはさっぱりわかりませんが、これは勝手に県に指定された業者に町がトンネルで請求金額、予算が入ってきたのをそっくり出しゃええと、こういう考え方なのか、ちょっとわかりませんので、この中身についてもう少し詳しく説明をいただきたい。

これが緊急雇用創出事業のお金の出し方の問題ですが、同じく、先回申し上げましたが、17ページにも同じことです。緊急雇用創出事業委託料で建築・開発等申請台帳データ化業務委託料で573万円ですね。これも来たものがそのままそっくり出ておりますが、この委託さ

れる業者というのも、町が決めた入札だとか、契約方法はどうかわかりませんが、これも県が指定されたところに同じように決めてお金を出すだけのトンネルなのかどうか。これをまず県から来た補助金、委託金ですね。この扱い方、中身についてまずお尋ねをいたします。

続きまして、先ほどの13ページの関連をいたしますけれども、防災対策費の中でございますので、防災に対する考え方として、防災訓練を8月26日、700名近い方々が旧蟹江高校の跡地に集まっていたいて非常に機敏に立派におやりになって、炎天下のもと大変でございましたし、その場で倒れた方もおみえになったようでありますが、それぞれの部署でそれぞれが一生懸命おやりになって、参加した人から見れば、ああ頑張ってくれてありがたいと安心して帰られたと思います。そこでお尋ねをしておきたいと思いますが、あの今回の町の全体の防災の訓練をおやりになって、特筆できるものは何だったんだろうかなと。

特にこの議会の中でも質問があったり、特に東日本のあの震災のときの教訓として言われたことが避難訓練ですね。いかに津波に対して高台にはよ逃げるのか、水に対してどうするのかと避難訓練に重点を置いたときに、寝たきりの人がどうなのかと、障害者の人はどうなのか、高齢者で動けない人たちはどうなのか。そういう人たちを常に把握をするなり、その人たちをどう救出・救護するのかと非常に大変な教訓がありますし、経験や体験をされたと思いますし、その中で婦人の皆さん方のお力強い訓練や援助が大切だというようなことが言われておりますけれども、今回の訓練を見たときに、今回の訓練というのはどこに最重点を置いたのかな。ちょっと従来と何か変わったところはあったの、新しいはしご車が出たのは目についたんですが、ほかに何だったのかなと。

特に私が思えたのは、先ほど言いました避難をするとき誘導をする人たちをどのような形でこの訓練の場で訓練ができるのかどうか。炎天下で大変でございますが、よく言われましたことは、例えば高齢者、高齢者の中で団体を持っておりますのは、老人クラブと言っはいいませんが、シルバーの皆様ですね。シルバーのそういう団体に対しては今回は一切呼びかけがなかったようで、町内会に対しては30の町内会5名ずつだとか、婦人会さんのほうも何か数は少なかったようでありますし、あと子供会だとか、保育園へ行っておる子たちだとか、とりわけ障害者の団体の皆さん方には声がどうもなかったようであります。なぜかなと。大変、一日の中で障害を持っておられる方々がいつも弱者でありますので、目で見て体験をしていただく、それから手話をやっておる方々もこの訓練で手話でその人たちに今こうだよというようなことも一つの訓練として全体の空気、ムードを上げる必要があったのではないかなと思えるわけでありまして、今回の訓練というのは、防災訓練は従来と全く同じような考え方でやられたのかなと。

前もここで話があったと思いますが、救難・救護するときに自動車だとエンジンがとまっちゃうし大変だからリヤカーが非常に役に立ったやないのと、ああいいね、本当だねと言った割にはリヤカー一台も出ていませんし、蟹江町の中にも結構リヤカーあるものですか

ら、ああいうリヤカーを出して乗っけていくと、またちょっと違った目でああこうということいいんだと、ガソリンも要らんし人力でやれるわけですが、そういうことも意見が出とったような気がするんですが、目につかなかったとかね。

だから、申しわけありませんが、今回の防災訓練というのは、どこを基本にどういう計画を立てておやりになったのかなと。ありきたりのことをやったのかと、事は来たでやっとかんといかんでやったかとか。よく町村やなんかで一つ一つ聞きますと、何かとか特色を今回出しとるんですね。ここではこういうことをやった。例えば弥富では特に港が近いものですから、ここに重点を置いて防災訓練その日だけではなく、計画的に日程を組んでいろんなことをやっておるわけですね。目につくようにおやりになっておるわけです。蟹江も、私が目につかんでおやりになっておるかもしれませんが、あのときの町全体の防災訓練は一体何を目的にして、あの教訓をどう生かしてみんなの前でやったのかな。そういう意味で、ちょっと従来とそう変わらなかったかなというふうに思えてなりません、その点についてもどういふうなことであったのかなと。多くの人が集まっていたいて、それぞれの分野で一生懸命暑い中やっていたいて、私たちはテントの中でのんびりさせて見させていたいて申しわけなかったんですが、そんなことについて基本的にはどうだったの。今私が言いました弱者に対しては今回は訓練からは眼中になくて外したと。かえってそういう弱い人たちは訓練に来るとかえって申しわけないと。高齢者が来て倒れて死んで救急車を何台も走らすようなことあっちゃいかんとか、障害者の人がおみえになると、そこの面倒を見なならんで、どうならんでというふうなつもりで外したのか。幼稚園だとか保育園の弱い子たちは、こんな訓練やなんか必要ないよと思われたのか。若干わかりませんが、ひとつその点についての今回の考え方をお知らせいただければ今後の参考にしたいと思いますので、お願いをいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず防災訓練、今回の8月26日の防災訓練、700名ほどの参加ということで、どこに重点を置いたかというようなことですが、まず、旧蟹江高校の南棟のところですけども、あちらのほうへ各町内会、各5名程度ご参加をしていただきまして、避難訓練、避難準備ということで3階の南棟のところへ避難をしていただき、防災減災の会の方にこういうような避難をするときにはどうするんだという学習を行っていただきました。また、アルファ米などそれぞれ非常食についても食べていただきました。

そういう実際の高台へ逃げるといふところの一部ではございますが、そのようなことも行いましたし、総合的に全体を町内会各避難所へのそういうような態勢をするということにつきましては、各町内会で一緒にやるということとはなかなかございませんので、今回の総合防災訓練につきましても一体となって避難の訓練などを行うということを重点に置きました。

また、関係機関の警察署、またあと自衛隊などの参加、国交省など地方整備局などの参加

ということにつきましても応援をしていただきまして、いざというときの態勢を備えたということにまた重点を置いて行った次第でございます。

なかなか巡視のほうで、南棟のほうへの巡視というものがございませんでしたので目立たなかったという点もございます。また、弱者に対するものに関しましても少し配慮が足りなかったかなというようなこともございますので、次のときにはそのような点は注意したいと思っております。

また、子供に対しては、中学生のほうの参加ということで、蟹江中学校、蟹江北中学校、それぞれご参加をしていただきました。舟艇訓練の参加、また避難の参加というところ、煙体験の参加ということでも参加をしていただき、そのように務めていただきました。

それぞれまだまだ至らない点があると思いますので、またご指導のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長 中村英子君

緊急雇用の。

○安心安全課長 岡村智彦君

緊急雇用。よろしいでしょうか。

○議長 中村英子君

緊急雇用対策の答弁を。

○安心安全課長 岡村智彦君

緊急雇用対策のほうでございます。

まず、標高サインの計測設置業務ということでございますが、歳入のほうでいきますと、こちらのほうまた歳入歳出同じ金額ですが、平成24年度の緊急雇用の創出基金事業ということでございまして、まず、その内訳ということでございますが、人件費、こちらのほうが全体の予算額が659万7,000円になります。そのうち473万円ほど。その他の経費で18万4,000円ほどでございます。あと、機器等費ということで136万7,000円でございます。

人件費のうち、新規雇用というものが3人、67日間、201日ということで349万5,000円ほど予算計上しております。こちらにつきまして、標高サインのほうの設置のほうで計画でございますけれども、歳出のほうの内訳になりますが、こちらのほうも標高のほうはかるんですけれども、車のほうでずっと測量を行いますので、そちらのほうについていただくという格好の人件費になります。こちらのほうは町のほうでそれぞれ仕様のほうをつくり、入札等の考えで行う考えであります。

大体が大雨による洪水とか大地震の津波による、そういうようなことを想定をして安全な避難場所ということで町内会何カ所か、191カ所、標高を示すものを大体行います。あと、避難所等41カ所に計画をしております。また、シールの規格でございますけれども、愛知県

内における大体海拔の表示シートの仕様等につきましては、形状が縦が30センチ、青色の色で地盤高が載っているもの、そちらのようなものが主な仕様というような格好になっております。

また、最低基準でそのようなものが大体大きさを決めなさいということでございますけれども、また避難所などの掲示板につきましても、蟹江町の何丁目とか、そういうようなことも考えてそれぞれ表示をしたい、わかりやすい表示をしたいというように考えております。

以上でございます。

○議長 中村英子君

県のトンネルかどうか、町のかかわり方というか、主体について聞いていますので、それについて答弁してください。それから台帳データのことも質問していますので。

○安心安全課長 岡村智彦君

町のかかわり方、県のほうからもちろん入ってきて、100%の補助ということになります。

(発言する声あり)

はい、そうです。県の100%です。

○議長 中村英子君

事業の主体について言ってもらわないと。

○安心安全課長 岡村智彦君

事業の主体につきましては、緊急雇用対策基金事業ということになりますので。事業に関しては標高サインの計画、測量ということで蟹江町全体を行いますので。

○議長 中村英子君

ちょっと待って。いいですか。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

補足させていただきます。

この緊急雇用創出事業といいますのは、これは県の事業でございまして、全額補助の事業になります。実際に蟹江町が行う事業で、要は単年度事業という考え方で思っただけならば結構ですが、そういう事業に対して県が補助をするということになりますが、基本的に、原則はあくまで民間企業への委託事業、そういうのを基本として県のほうは採択されるという、そういう内容です。ですから、今回安心安全課長が言われましたような、今回は標高サインの計測設置事業、これを町はやりましょうということで県のほうに申請し、もう一つも建築それと開発等の申請台帳のデータ化、これも情報等、情報通信という、そういう関係でこの緊急雇用の事業に該当するということで今回採択になったものがございますので、いずれも県費全額補助でもって、業者についても県が指定する業者ではなくて、町があくまでこういう事業をやるということで、町のほうが普通の入札と同じように業者を選定させていただいて入札を行って業者を決めていくと、そういうような流れでもって行ってまいる事業で

す。よろしかったでしょうか。

○議長 中村英子君

よろしいですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、17ページの緊急雇用創出事業については私のほうからご説明しますが、建築・開発等申請台帳データ化業務委託料ということで今回補正予算を計上させていただきました。

ちょっと事業の内容を先に簡単に説明させてください。先ほど総務部長の説明の中にも昭和45年という年をおっしゃいました。昭和45年11月24日の日、これ線引き、線引きと言われておりまして、市街化区域と調整区域が分けられた日でございます。今の法律でいきますと、この線引き以前か以後かで建物を建てる場合非常に大きな判断基準になってまいります。特に調整区域の場合ですね。そんな中で、昭和45年当時から開発許可、建築許可の申請、既存宅地、今はござませんが、ちょっと前までは線引き前からの宅地は既存宅地ということで何でも建物が建てられた時代がございました。今はそういう制度は廃止されましたが、そうしたことから、建築確認申請、この申請が件数でいきますと建築確認申請の件数で1万2,450件。これは昭和44年からでございますので、開発建築許可の件数で1,277件で、既存宅の確認申請で541件の申請がございまして、今は紙ベースで台帳で整理をしておる状況でございます。

今回、この緊急雇用創出事業の県のお金を使わせていただいて、同じことなんですけれども、私どものほうも県からもらうお金が県の決めた業者で全くトンネルのすり抜けではございません。新たにこの事業を行うのに民間の人の力をおかりしてこの委託事業をやるということで、これからどの、じゃ業者、どういった業者がこの事業をやるのにふさわしいかということで町の指名審査会にかけさせていただいた上で入札、入札で落札した業者にこの業務を行っていただくという形になりますので、必ずしも県へのトンネル事業ではございませんのでご理解をください。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

事業というのは必要があって事業を起こすわけですし、予算もあくまでも町が主体なんです。町が今必要であったら、これは何も県のまるっきりの金額でなしに、例えば1,000万必要かもしれん、1,200万必要かもしれん、そういう事業を起こして、県から来る補助金をその中へ入れると。それで残りは一般財源だとか、それが一つの事業主体になってくるわけ。これだと右から、県から来た、わかりました、それをどこかへ使わにゃいかんで、まるっきりそれを使おうねと。金額も決まっていますよと、その金額で何かないかなと。今、電柱や何かへ標高幾つ、そうするとやっぱり愛知県、町だけではなしに愛知県は同じ看板で同じものをやってもらわんとわからないわけ。そういう意味で、私は愛知県の指定によって愛知県

全部に標高をきちんとはかってきちんとして、ここは何メートルと、役場は今の建物をこうやると何メートル、それから道路の地面はマイナス8だとか、書いたこういうやつあるんですよ。それを愛知県じゅう一緒のものをやると私は思ったわけ。

だから、その看板は来ますよと、それを建てるのは測量士がはかる、測量士は何ぼで、それも県が全部データがありますと。人工として何人かでそれを立ててくださいと。立てようとする蟹江町では大体幾つ電柱、日本の何とか基準があると思いますが、そうやっていくと何人工ぐらい要りますので、その人たちを集めて何日間ぐらいでやれるんじゃないですかと。実際計算したらこれでは足りないので蟹江町はもう少し出してこれだけの事業をやりましょうと。すると一目瞭然だということなんです。信号機だとか、車走っていくと、何ここは、役場のこれは何。そうすると、今の被害になって愛知県は、蟹江町は前は2メートルという話しとっておりましたが、3メートル、4メートル、5メートルだったかね、水位が木曾川が決壊したら5メートルだったか4メートル、そういうことがずっとひとり歩きしておりますので、そうするとこの海部郡蟹江町で大きな災害が来ても、4メートル以上だとか2メートル以上は水は来ないという、2階建ての2階におればとか屋根におれば心配ないとか、そういうようなことがだんだんひとり歩きしていくわけ。ところが今自分のおるところが何メートルかわからんもんで、逃げるに逃げれんというようなことが私は今回の趣旨ではなかったのかなと思うわけ。

だから、何となくこの予算を見とるとトンネルで、こっちはちっとも何にも蟹江町はそんなこと考えていなかったけれども、県が来た金をそのまま予算一般会計へほうり込んでおいて、その金をぼんと使えばゼロで、県の来た分の事業をやりました、終わりました、決算のときね、こういうことなのと。予算の組み方や使い方や事業って。今のことでそうすね。今まで従来考えとって昭和41年か2年で名古屋都市計画街路、こう図面ありますわ。市街地調整区域が入ったこの41年か2年のね。私が議員になるちょっと1年前にあれできたようですが、名古屋市との街路決定やなんかはずっとつくってあります。そういうものについても一度精査をして見直す大事業として町が考えとって、考えとってこうであると、そういうことにああよう来てちょうったと。県から緊急雇用対策事業って、県は県でいろんなことでは一んと、国は国でまあいいかげんなものばかりやっていますけれども、受ける側もわけのわからんまま金来るもので消化をせんと返さにやいかんと、県に怒られるもので何とか消化せにやいかんという発想が、行政なんてそんなものですわ。下から上がっていったら全部よこしやせん、どこもね。上で勝手に決めたやつは下へこう流してくるというのは、大体国・県、行政なんてそんなもの。だから、地元の声だとか町民の声なんてなかなか届かないんですよ。こういう予算を見ればわかる、今のね。予算がそういうやり方なんですわ。県の補助金、負担金、それから名前だけは緊急雇用対策。ええ名前使っとるけれども、本当にそれに使われとるの。こういう見たときに実感がわかんものですから、だから去年も申し上

げましたように、今蟹江町で雇用問題について悩んだり苦しんだり、頼むねと、生活保護もいいとか悪い別にしてどうなのとか、そういう実態のある中で、何か知りませんがけれども優雅で裕福な考え方でおるのではないかなと。

だからもう少し、県とのパイプはだれがどうやっておるかわかりませんが、県の町村課、議会事務局の山田君が行っとるようですけれども、パイプは別として、いかに早く県の動きをキャッチをし、また町の考えとることがもう少しわかりやすく行政に、県に届くように。それで、予算を正直言って県はあるけれども使い道知らん人がいっぱいおるんですよ。どうしようと悩んでござるところもある課がいっぱいあるの。だから、そこから持ってこないかん。蟹江の町のこの中でもそうですよ。組んどって、予算は組んだけれども待てよと思っておる人おおせん。町民から言ってこんことには、また言ってきてもなかなかやりやせんけれども、町長が言うとかあやらかという、そういう流れはあらせんかなと。小さいものでいいんです、蟹江は。すぐ伝わっていい。県はなかなか伝わらんものね。

そういう意味で、私は苦言を呈するようで申しわけなかったんですけども、こういう予算の組み方がいいんでしょうかと、本当にこれが必要だったらもっと大々的に必要な体制で、ことしだけでなく来年も再来年も続く話ならそのようにしていただきたいということ、これは申し上げること。

それから、先ほどの防災訓練の、よくわからないんですが、4年前の町のやった防災訓練と去年の3月11日起きた大震災後の防災の訓練は、皆変わっておるはず。ところが、今回やった防災訓練は4年前の町の防災訓練、それを基本に置いてやっておみえではないでしょうか。学戸公園で4年前やったような気がしますし、あとは1年ごとには各町内で、去年私も町内でやりましたけれども、やっぱり避難誘導訓練というのをどうしたらいいのと、隣近所の人、だれか寝ておる人はいないかとか弱者はどうだと、そこへ重点を置いて考えようねという、そういう町内会では去年の防災訓練では皆さん問題提起をしておるわけ。そういう中で町全体がやった防災訓練なものですから、なるほどなど、本当に避難誘導訓練というのが大事だなと。町民が大事なんですよ。もう消防署はええですわ。専門家で一生懸命やっござるし、自衛隊もやるの。警察でもヘリコプター持ってきて物をぼとん落とすだけだもの、あれも訓練でそれでいいの。あとは関係の役所の人たちが横のつながりが綿密にやればいいんですが、訓練のいつもできない、そういう弱者というか、なかなかこういうときに来れない町民の人たちをいかにその気になってもらうとか、ムードを上げるかというのが一番大事だったのではないかなと。終わってから批判するのは私がいつもそれで申しわけない、もっとやる前に言えとおっしゃるかもしれませんが、そういうことかなと。リヤカーの10台か20台ぐらい出すのかなということは期待しとった。松本さんだったかな、質問か何かのときに言ったような気がしますけれども、そんな目につくものが欲しかったかなと思いましたので、一生懸命ご苦労かけてやっところらに文句ばかり言っははいけません、そう

いうように思いましたので、また何かの参考にしていただければと思ひまして申し上げましたので、要らんことも言ったかもしれませんが、よろしくお願ひ申し上げまして質問を終わります。

○議長 中村英子君

答弁は要らないですか。

(「はい」の声あり)

それでは、他の方のご質疑はいかがでしょうか。

(なしの声あり)

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

暫時休憩といたします。

再開を50分から行いますので、お願ひいたします。

(午前10時33分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 中村英子君

日程第13 議案第51号「平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第14 議案第52号「平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第15 議案第53号「平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第16 議案第54号「平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第17 議案第55号「平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 中村英子君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第55号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号は精読とされました。

○議長 中村英子君

日程第18 認定第1号「平成23年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」ないし日程第26 認定第9号「平成23年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者・会計管理室長 橋本浩之君

提案説明した。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 中村英子君

暫時休憩といたします。

お昼の休憩に入りますので再開を午後1時からといたしますので、よろしくお願ひします。

(午前11時51分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 中村英子君

平野代表監査委員より審査意見を求めます。平野代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 平野正雄君

蟹江町代表監査委員の平野正雄でございます。本年5月に監査委員としての辞令をいただきました。早いもので1期4年が経過し、2期目に入っております。議員の先生方、職員の皆様、いろいろお世話になりまして、まことにありがとうございました。私は、この4年間、蟹江町の監査を誠実に公正に行ってまいりました。今後とも蟹江町のために全力をもって務めてまいりますので、何とぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の平成23年度蟹江町決算審査意見書をお願いいたします。

平成23年度蟹江町一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見、水道事業会計における審査意見並びに平成23年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査の意見を申し述べます。

なお、本意見書の数値は、2ページ目次の下のほうの注にございますように、切り捨てを基本となっております。決算と関係書類に合致しない部分があることをご承知おきください。

それでは、意見書の3ページをお願いいたします。

平成23年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成23年度蟹江町一般会計歳入歳出決算
- 2 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 平成23年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 4 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算
- 6 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 9 平成23年度蟹江町土地開発基金運用状況

第2 審査の期間

平成24年7月4日から平成24年7月19日まで

第3 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検

査等を活用して、計数の正否及び予算の執行状況等について審査した。

なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ所属職員の説明を求め審査の参考にした。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調整されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められた。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

第5 審査の概要

1 総括

各会計間における一般会計及び特別会計予算総額は、168億9,304万9,000円（前年度比1.4%減）となり、これに対し決算額は、歳入総額168億6,142万1,000円、歳出総額162億2,338万3,000円、歳入歳出差引額6億3,803万8,000円、翌年度繰越財源充当額1,043万1,000円、実質収支額6億2,760万7,000円である。

一般会計、特別会計の内訳は次のとおりであります。

2 一般会計

歳入歳出決算額は、歳入総額101億5,024万4,000円（予算額に対する収入率101.2%）、歳出総額97億2,624万6,000円（予算額に対する執行率97%）、歳入歳出差引額4億2,399万8,000円、翌年度繰越財源充当額1,043万1,000円、実質収支額4億1,356万7,000円である。歳入歳出の決算状況は以下のとおりでありますので、お目通しください。

特別会計につきましては、16ページ以降となっております。

3 特別会計

特別会計は、国民健康保険事業特別会計を初め7会計である。これら特別会計における歳入歳出決算額は、予算現額68億6,551万4,000円、歳入総額67億1,117万7,000円、歳出総額64億9,713万7,000円、歳入歳出差引額2億1,404万円、翌年度繰越財源充当額ゼロ円、実質収支額2億1,404万円である。各事業会計別の決算状況は以下のとおりでありますので、お目通しのほどお願い申し上げます。

次に、むすびとしまして、23ページをお願いいたします。

むすび

平成23年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を表する書類について審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められた。

平成23年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入168億6,142万1,000円、歳出162億2,338万3,000円で、前年度に比べ、歳入が3億2,605万7,000円（1.8%）、歳出が1億6,605万

4,000円（1％）それぞれ減少している。

また、歳入歳出差引額は、6億3,803万8,000円となり、そのうち、行政の基盤をなす一般会計の実質収支は4億1,356万7,000円の黒字であります。

財政状況を示す指標を見ると、財政力指数は0.88で前年度に比べ0.02ポイント下がりではありますが、経常収支比率84.1％、公債費比率6.4％など、健全財政を堅持しているものと認められる。

歳入については、主要な財源である町税等の収入未済額は別表22ページのとおりであります。町税の収入未済額は、4億2,368万6,000円（徴収率91.8％）で、前年度に比べて4,000万1,000円の減少、国民健康保険税は、5億1,906万8,000円（徴収率63.7％）で、前年度に比べ4,381万1,000円減少している。

平成23年度より愛知県西尾張地方税滞納整理機構に職員を1名派遣しており、滞納徴収のノウハウを取得し、悪質滞納者に対し毅然とした態度で徴収が行われ、町税の収入未済額も減少傾向にあり、成果となってあらわれてきている。今年度も新たに職員1名が派遣され、より一層税の公平性を保つため、収納強化に取り組むことを望むものである。

歳出については、効率的な財政運営に努められているが、今回発生したごみ袋未回収に関する調査を行った結果、主な原因として庁舎敷地内ではごみ袋を保管する場所が限られており、保管し切れないごみ袋を慣習として業者倉庫に一時保管していた。その一時保管したごみ袋の数量確認は、伝票などで職員、社員で行っていたが、現物のすべてまでは確認されていなかった。本来ならば、納入品の確認がなされた後に支払いをすべきところ、業者との書面確認により処理をしていた。今回発注先の佐藤化学工業株式会社が破産申し立てをした直後に業者倉庫に一時保管していたごみ袋を回収したが、回収された数量と伝票に誤差が生じており、未回収分が判明した。（未回収分可燃ごみ袋大14万6,200枚、不燃ごみ袋5万1,000枚）

今後、再発防止として発注分はすべて庁舎敷地内空きスペース、倉庫に納入し、業者への一時保管がないようにすることとした。

また、ごみ袋未回収については、佐藤化学工業株式会社破産管財人あて債権申し立てを行っている。

職員管理については、長期病気休暇を取得している職員が見受けられた。今後は適材適所、適切な人事配置をすることで職員の身体的ストレス、精神的ストレスの軽減に努め、町民への行政サービスが低下することのないよう早期の対応策を望むものであります。

最後に、景気低迷等の影響により、財源確保が困難な状況が続いている。今後の行政運営に当たり、職員一人一人がコスト意識を持ち、町民が必要とするサービスの提供に努め、町民から信頼される行政運営に努められることを切望するものであります。

引き続きまして、平成23年度蟹江町水道事業審査の結果を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

平成23年度蟹江町水道事業決算審査意見

第1 審査の期日

平成24年6月26日

第2 審査のために提出された関係書類

1 決算書類

決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表

2 附属明細書

収益的収入及び支出明細書、資本的収入及び支出明細書、資本的収支と補てん財源明細書、企業債明細書、固定資産明細書

3 決算附属書類

事業報告書

第3 審査の方法

審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着眼し審査した。

また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに関係職員に説明を求め審査した。

第4 審査の結果

審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確である。

また、経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと認められた。

28ページから35ページまではお目通しのほうよろしくをお願いいたします。

むすびといたしまして、37ページをお願いいたします。

むすび

以上、平成23年度の水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では蟹江今駅北特定土地地区画整理関連工事、公共下水道事業関連工事、4号配水池修繕工事及び配水管布設工事等の整備の推進並びに給水装置データ情報入力業務が施行され、安全な水道水の安定供給が図られている。

経営成績については、収益的収支では水道事業収益6億9,130万7,000円で、前年度に比べ1,744万5,000円（2.4%）の減収に対し、水道事業費用6億3,784万8,000円で、前年度と比べると64万2,000円（0.1%）の増となり、経常収支としては5,345万9,000円（税込）純利益となった。

なお、水道料金は6億8,609万2,000円で、前年度と比べると1,936万5,000円（2.7%）の減

収となった。これは、給水人口の減少や使用者の節水意識、飲料水の購買習慣の定着により、給水収益も昨今の社会情勢から勘案すれば、収入の増加を期待することは難しい状況にあると思われる。

次に、資本的収支では1億3,766万4,000円の不足となり、不足額を前年度資本的収支不足額1億6,347万6,000円と比べると2,581万2,000円(15.7%)減少している。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金2,601万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1億765万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額399万1,000円をもって補てんされている。

水道事業の取り巻く状況は、給水収益も昨今の社会情勢から勘案すれば、給水量の伸び悩みが続くものと考えられるが、有収率については、94.3%で前年度と比較すると4.2%増加している。これは、町内一円の漏水調査を行い、漏水箇所を修理した結果である。まだ民地内は一部残っているが、引き続き対策を講じられ、高水準を維持するよう望むものである。

また、水道料金の収納率は96.7%で、前年度より0.3%減少している。特に過年度分の収納率が前年度よりも4.9%減少している。使用者の公平性を確保するためにも、未納者の分析等きめ細かな対策を講じられ、収納率の向上に最善を尽くされたい。

最後に、事業の効率的運営と経費節減等企業努力により、経営の安定化を図り、町民の期待にこたえられるよう望むものであります。

以上申し述べ、平成23年度水道事業決算審査の意見とします。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び22条の規定に基づき、審査に付された平成23年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりとなりました。

40ページをお願いいたします。

平成23年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 平成23年度実質赤字比率
- (2) 平成23年度連結実質赤字比率
- (3) 平成23年度実質公債費比率
- (4) 平成23年度将来負担比率

2 資金不足比率

- (1) 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計資金不足比率
- (2) 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計資金不足比率
- (3) 平成23年度蟹江町水道事業資金不足比率

第2 審査の期日

平成24年 7月25日

第3 審査の方法

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が平成23年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、あわせて関係職員からの説明を聴取した上で審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認めた。

41ページをお願いします。

財政健全化審査意見

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

23年度の基準は、早期健全化基準14.17%、財政再生基準20.00%となっております。

蟹江町ではございますが、下のほうにありますエの判断、一般会計等で実質収支額は4億1,390万1,000円の黒字であるので、実質赤字比率は計上されません。イの指標のとおり、計上はされません。

(2) 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足）の標準財政規模に対する比率）

23年度の基準は、早期健全化基準19.17%、財政再生基準は30.00%となっております。

蟹江町でございますが、エの判断、連結実質赤字額は12億9,318万4,000円の黒字であります。イの指標のとおり連結実質赤字比率は計上されません。

(3) 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

23年度の基準は、早期健全化基準25.0%、財政再生基準は35%となっております。

蟹江町でございますが、エの判断で、実質公債費比率はイの指標のとおり6.4%で、早期健全化基準の25%を下回っており、健全な状況にあります。

(4) 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

23年度の基準は、早期健全化基準350%。

蟹江町でございますが、エの判断で、将来負担比率はイの指標のとおり43.2%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にあります。

2 意見

本町の一般会計等における財政健全化判断比率は前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目においても、早期健全化基準に触れることなく、良好な状況にあると認めた。

続きまして、44ページでございます。

経営健全化審査意見

1 資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）

23年度の基準は20.00%、経営健全化基準として20.00%となっております。

蟹江町でございますが、（4）の判断、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は前記のとおりであり、これらの事業会計における資金不足額はないので、資金不足比率は（2）の指標のとおりいずれも計上されないこととなります。

2 意見

本町の公営企業における経営の現況は、いずれの会計においても流動資産が流動負債を上回っており、良好な状況にあると認めた。

以上をもちまして、各項目の審査意見の説明を終わります。長時間ありがとうございました。

（代表監査委員降壇）

○議長 中村英子君

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号ないし認定第9号は、来る9月19日、21日の両日にかけて審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号ないし認定第9号は、来る9月19日、21日の両日に審査することに決定されました。

ここで平野代表監査委員から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。ご苦労さまでした。

（代表監査委員退席）

○議長 中村英子君

お諮りいたします。

精読になっておりました同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」から議案第47号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」まで4議案を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、4議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 中村英子君

追加日程第27 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長 中村英子君

追加日程第28 同意第4号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長 中村英子君

追加日程第29 議案第46号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

追加日程第30 議案第47号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第47号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午後 1時31分)